



山形県公報

平成29年4月1日(土)

号 外 (18)

目 次

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則2-2(事務局の組織)の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則4-5(公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則… 2
- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則14-3(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則…… 5

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則2-2(事務局の組織)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

第4条第1項中「主事」を「主任主事
主事」に改める。

第5条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 主任主事は、上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

別表第1行政職給料表適用職の知事の本庁の項職級1の欄中「観光推進監」を削り、同項職級2の欄中「技術戦略監」を「技術戦略監
森林ノミクス推進監」に改め、同表行政職給料表適用職の知事の出先機関の項職級1の欄中「総合支庁

長」を「総合支庁長
産業技術短期大学学校副校長」に改め、同項職級2の欄中「環境科学研究センター所長」及び「産業技術短期

大学学校副校長」を削り、同項職級3の欄中「環境科学研究センター所長」を削り、「事務局長及び室長」を「及び事務局長」に改め、同項職級6の欄中「主任判定員」を削り、同表行政職給料表適用職の知事の労働委員会事務局の項職級4の欄中「専門員」を削り、同表行政職給料表適用職の知事の取用委員会事務局の項中

「主査」を「」に改め、同表行政職給料表適用職の海区漁業調整委員会の海区漁業調整委員会事務局の項

中「次長 」を「次長 主任主査」に改め、同表行政職給料表適用職の教育委

員会の市町村立学校の項中「主査」を「主査
主任主査」に改め、同表行政職給料表適用職の企業管理者の本局の項

職級2の欄中「参事」を削り、同表行政職給料表適用職の企業管理者の事業所の項職級6の欄中「主査」を「主査
主任主査」に改め、同表行政職給料表適用職の病院事業管理者の本局の項職級4の欄中「課長補佐」を「課長補佐
専門員」に改め、同表海事職給料表適用職の知事の水産試験場庄内総合支庁の項職級4の欄中「船長」を「船長
庄内総合支庁の機関長」に改め、同項職級5の欄中「機関長」を「水産試験場の機関長」に改め、同表研究職給

料表適用職の知事の出先機関の項中「農業総合研究センター所長」を「環境科学研究センター所長
農業総合研究センター所長」に改め、

同項職級4の欄中「副部長
科長」を削り、同項職級6の欄中「係長」を削り、同表医療職給料表(2)適用職の知事の出先機関の項職級4の欄中「総合支庁の生活衛生室室長補佐」を削り、同項職級6の欄中「係長」及び「主任診療放射線技師」を削り、同表医療職給料表(2)適用職の病院事業管理者の病院の項職級4の欄中「副薬局長」を「室長
副薬局長」に改め、同項職級6の欄中「主任薬剤師」を「主任薬剤師
主任臨床心理士」に改め、同表医療職給料表(3)適用職の知事の出先機関の項職級6の欄中「係長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第8条中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第8条第3項第11号中「商工労働観光部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長、観光文化スポーツ部観光立県推進課長」に、「総務部秘書広報課長」を「総務部秘書課長」に改める。

第16条第1項第1号ト中「（級別標準職務表3級の4に掲げる職務を除く。）」を削る。

第76条の2中「職員を」を「職員（別表第20の口の表において「派遣等職員」という。）を」に改める。

第93条の9第1号中「、第96条の3第2項第2号及び第96条の4第2項」を「及び第96条の3第2項第2号」に改める。

第96条の2第1項第3号中「場合で」を「場合（第96条の4第2項において「派遣等となつた場合」という。）で」に改める。

第96条の4第2項中「地方公務員法第28条第2項、分限条例第2条並びに市町村立学校職員分限条例第2条及び第6条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣をされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は地方公務員法第29条の規定により停職にされた」を「派遣等となつた」に改める。

第100条の2中第4項を削り、同条第5項中「第3項（前各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「前項」に改め、同項第1号中「第3項」を「前項」に改め、同項第2号中「第3項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「前項」に改め、同項第3号中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条第8項中「第6項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項第1号中「第6項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とする。

第107条中「旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。」を削る。

第110条第1項中「（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）」を削る。

附則第16項第2号中「又は第5項各号」を削り、「第4項各号に掲げる職員にあつては、同項各号の規定を適用した場合に得られる額、同条第5項第1号」を「第4項第1号」に、「第4項各号に掲げる職員にあつては、同項各号による給料月額、同条第5項第1号」を「第4項第1号」に改める。

附則第18項中「第5項の」を「第4項の」に改める。

別表第10中		観光推進監 会計管理者		を
		会計管理者		に、
		整備推進監 課長（人事、秘書広報及び財政 の各課長に限る。）	2種	を
		森林ノミクス推進監 整備推進監 課長（人事、秘書及び財政の各 課長に限る。）	2種	に、
		保健企画課長 福祉課長		を
		保健企画課長		に、
	最上学園	園長 主幹	3種 4種	を
	最上学園	園長	3種	に、
	副校長	1種		を「副校長
			特1種	」に、
		副校長 主幹	4種	を
		副校長	4種	に、
	港湾事務所	所長 副所長 主幹	1種 4種	を

「

港湾事務所	副 所 長 主 幹	4 種
-------	--------------	-----

」に改める。

別表第12の2中

愛 知 県	名 古 屋 市	3 級 地
三 重 県	津 市	6 級 地

 を

「

福 井 県	福 井 市	7 級 地
愛 知 県	名 古 屋 市	3 級 地

」に改める。

別表第14イの項の表中

同	赤倉駐在所	
同	安楽城駐在所	

 を

「

同	赤倉駐在所	
---	-------	--

」に、

「

小国警察署	東部駐在所	
同	南部駐在所	

」を

「

小国警察署	南部駐在所	
-------	-------	--

」に改め、同別表ロの項の表中

「

新庄警察署	釜淵駐在所	
米沢警察署	田沢駐在所	

」を

「

米沢警察署	田沢駐在所	
-------	-------	--

」に改める。

別表第15イの項の表中

飯豊町立手ノ子小学校		
酒田市立地見興屋小学校		

 を

「

飯豊町立手ノ子小学校		
------------	--	--

」に、

「

酒田市立飛島小学校	5 級	
同 飛島中学校		

」を

「

酒田市立飛島中学校	5 級	
-----------	-----	--

」に改める。

別表第18中

鶴岡市大網字興屋38-6	鶴岡市立大網小学校	
鶴岡市鼠ヶ関字横路497-2	鶴岡市立鼠ヶ関小学校	
鶴岡市木野俣字不動滝11-1	鶴岡市立福栄小学校	
鶴岡市山五十川字山崎1	鶴岡市立山戸小学校	

 を

「

鶴岡市鼠ヶ関字横路497-2	鶴岡市立鼠ヶ関小学校	
----------------	------------	--

」に改める。

別表第20イの表加算割合の欄中「あつては」を「あつては」に改め、同別表ロの表職員の欄中「休職にされている職員のうち条例第25条第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員のうち公益的法人等派遣条例第4条によりその職員派遣の期間中に給与が支給される職員以外の職員」を「派遣等職員」に改める。

別記様式第3号の注書第5項中「含み、第70条の4に規定する勤務に係る時間を除く」を「含む」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、三重県津市に引き続き1年以上在勤する職員がこの規則の施行の日

勤する地域を異にして異動した場合における第81条で定める地域については、改正後の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）別表第12の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表知事部局本庁の項職の欄中「、観光推進監」を削り、「技術戦略監」を「技術戦略監、森林ノミクス推進監」に、「秘書主査」を「秘書専門員、秘書主査」に改め、「(財政課に置くものに限る。)」を削り、同表知事部局出先機関総合支庁の項職の欄中「(部付主幹を除く。)」を削り、同表教育庁本庁の項職の欄中「置く課」を「置く課（教職員課を除く。）」に改め、「、室長補佐（総務課教職員室に置くものに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成29年4月1日印刷 発行所 山形県庁
平成29年4月1日発行 発行人 山形県